

羽島市自殺対策計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ P1 1. 計画策定の趣旨</p> <p>■意見 以下の文章で下線文面を計画書に追加記載すること。 平成29年7月に新・自殺総合対策大綱の閣議決定がされ、こうした流れを踏まえ～</p> <p>■理由 同計画策定の趣旨説明として「自殺総合対策大綱」という単語が必要であるため。また第3期岐阜県自殺総合対策行動計画の趣旨にも記載されているため。</p>	<p>「第1章 計画策定の趣旨等 2. 計画の位置づけ」において自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて策定する旨の記載をしていることから原案のとおりとします。</p>
2	<p>■項目及びページ P1 2. 計画の位置づけ①</p> <p>■意見 以下の文章で下線文面を計画書に追加記載すること。 「羽島市第6次総合計画」や「第2期羽島市地域福祉計画」や「羽島市第2期健康増進計画(元気はしま21)」 (質問) 市町村自殺対策計画策定の手引きでは地域福祉計画等の計画の一部として策定することも可能とあり、と記載されており、羽島市においては同時期に両計画が策定され意見募集期間も一部重なっておりますが、単独計画として策定した理由を説明してください。</p> <p>■理由 市町村自殺対策計画策定の手引き(平成29年11月)に地域自殺対策計画を策定する際は、当該地域の健康増進計画や地域福祉支援計画～と計画名が記載されているし、福祉の総合計画としての意味合いのため</p>	<p>ご指摘の文言については「第1章 計画策定の趣旨等 2. 計画の位置づけ」において、本市の総合計画である「羽島市第6次総合計画」や「羽島市第2期健康増進計画(元気はしま21)」等の本市関連計画との整合性を図りますと記載をしていることから原案のとおりとします。 また、市町村自殺対策計画の策定において、健康増進計画や地域福祉計画の一部として策定することも可能ではありますが、自殺死亡率を減少させるという目的を明確にし取り組むことが必要であると考え単独計画としています。</p>
3	<p>■項目及びページ P1 2. 計画の位置づけ②</p> <p>■意見 計画の位置付けを図で示し計画書に追加記載すべき。 国 自殺対策基本法 自殺総合対策大綱 県 第3期岐阜県自殺総合対策行動計画</p> <p>■理由 特に国と県の指針を元に市町村は同計画書を策定しているので計画の位置付けとして記載すべき。</p>	<p>「第1章 計画策定の趣旨等」の中において、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱についての記載をしています。また、市の計画は法に基づき大綱の趣旨を踏まえて策定するもので、県の指針によるものではないため原案のとおりとします。</p>
4	<p>■項目及びページ P2 3. 計画の期間</p> <p>■意見 以下の文章を計画書に追加記載すること。 なお、自殺対策基本法又は自殺総合対策大綱が見直された場合はもとより、社会経済情勢の変化等に合わせて必要な見直しを行います。</p> <p>■理由 第3期岐阜県自殺総合対策行動計画に上記の文言が記載されているため。社会情勢に合わせて見直し条項を記載することは他の計画書でも十分にあり得ることであるため。</p>	<p>計画の見直しについては、「第1章 計画策定の趣旨等 3. 計画の期間」において、国の動きや社会状況等の変化を踏まえる形で見直すという記載をしており、原案のとおりとします。</p>

羽島市自殺対策計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
5	<p>■項目及びページ P12 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開</p> <p>■意見 以下の用語と説明を計画書に追加記載すること。 「地域共生社会の実現に向けた取組」と「精神保健医療福祉施策との連携」について</p> <p>■理由 第3期岐阜県自殺総合対策行動計画と自殺総合対策大綱に詳しく記載されておりますが、同計画書ではこの部分については簡略化しすぎである。 「地域共生社会の実現に向けた取組」では制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し確実に支援につなぐ 「精神保健医療福祉施策との連携」自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取り組みに合わせて、自殺の危険性を高めた背景にある この部分は自殺を未然に防ぐ方策として重要な部分であり、(生きる関連施策)にも事業として入れていかなければならない。</p>	<p>「第4章 いのち支える自殺対策における取組 4 生きる支援の関連施策」がご指摘の趣旨を包含するものとなっているため原案のとおりとします。</p>
6	<p>■項目及びページ P15 1. 施策体系①</p> <p>■意見 以下の施策を計画書に追加記載してP16以降の取組にも施策を明記すること。 ①ひきこもりへの支援の充実(特に若者、青少年向けに対して) ②性的マイノリティへの支援の充実 ③アルコール依存症に関する支援の充実</p> <p>■理由 自殺総合対策大綱に記載されています。計画策定の趣旨のとおり自殺の背景は様々な要因が考えられます。よって「誰も自殺に追い込まれることのない命を支える社会」にするためには多方面の分野で対策を考えていかなければなりません。他市町の自殺対策計画を勘案した所、意見の部分を計画書に明記していた所が多々あり、当市の計画案の重点施策はもう少し多分野に範囲を広げて考える必要があると結論づけたため。</p>	<p>「第4章 いのち支える自殺対策における取組 2 基本施策 4) 生きることの促進要因への支援 ②自殺リスクを抱える可能性のある人等への相談支援体制の充実や早期発見」において、心の健康に不安や悩みを抱える人やその家族等の相談や支援を行いますという記載をしており、ご指摘の内容について包含しており、原案のとおりとします。</p>
7	<p>■項目及びページ P15 1. 施策体系②</p> <p>■意見 以下の施策を計画書に追加記載してP16以降の取組にも施策を明記すること。 ①自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ。 ②遺された人への支援を充実にする</p> <p>■理由 自殺総合対策大綱に記載されています。以下自殺総合対策大綱を一部抜粋しますが、意見の内容は基本的に目的規程されているのであれば、市としても法律を順守すべきと考える。基本法ではその目的規程において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図るとともに自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。</p>	<p>「第4章 いのち支える自殺対策における取組 2. 基本施策 4) 生きることの促進要因への支援②」「4 生きる支援関連施策」に自殺未遂者への支援、遺された人への支援についての施策を追記します。</p>
8	<p>■項目及びページ P16 基本施策 P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 それぞれの施策について担当(課)、実施時期、目標値等を明らかにすること。 また例えばゲートキーパー養成研修の受講者数を指標するなど個別指標も加えた方がよいと考える。</p> <p>■理由 すべての取組について実施時期、目標値等を示せとは申しませんが、どの事業が新規で既存なのか、新規事業であれば開始する時期はいつなのかそれを示した方がより誰が見ても分かりやすい計画書となるのではないかと。市町村自殺対策計画策定の手引きにも意見の内容が記載されております。</p>	<p>「第4章 いのち支える自殺対策における取組 4. 生きる支援の関連施策」には担当課名が明記してあります。2026年度までに、自殺死亡率を10.22に減少させる目標を達成するために、柔軟な施策展開を行うこととしているため時期や回数の記載は行わず原案のとおりとします。</p>

羽島市自殺対策計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
9	<p>■項目及びページ P16 地域におけるネットワークの強化① P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 計画書への追加記載 ・保健所における地域ネットワーク作り事業の開催 市職員や自殺対策に関連する民間等の地域関係者を対象に自殺に関する事例検討・研修会を開催する ・民間団体、警察、医療機関との連携強化 ネットワーク間の情報共有の仕組みの構築について ①どのネットワーク間のことを指しているのか。 ②関係課が共通して使用できる相談票ですが相談票の名称は何ですか。また関係課等とはどこまでの範囲を指しているのか。</p> <p>■理由 計画書への追加記載については第3期岐阜県自殺総合対策行動計画に記載されています。質問事項については関係課が共通して使用できる相談票については初めて聞きましたので存在すら知らなかったです。</p>	<p>保健所における地域ネットワークづくり事業については県の事業です。市職員として参加する中で関連機関や団体と連携し情報共有をはかります。また市職員の研修や民間団体等への研修会については、「第4章 いのち支える自殺対策における取組 2基本施策 2)自殺対策を支える人材の育成」の中で記載をしております。 ネットワーク間の情報共有の仕組みの構築の中には、民間団体、警察、医療機関も含んでおり原案どおりとします。なお、相談票については、関係機関とともに今後作成するものです。</p>
10	<p>■項目及びページ P16 地域におけるネットワークの強化② P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 ①以下のことを計画書に追加記載すること 自殺予防(こころの健康に関する啓発)に関する協議会名、内容、担当課を図で標記して一覧にすること。例題として安城市同計画書を参考にしてほしい。 ②(削除)「特定の問題」という単語は「生きることの包括的な支援」という観点から考えれば、一部のみしか事柄を指しておらず、相応しくなく削除すべきである。</p> <p>■理由 同計画書P12の関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開が必要であり、包括的な取組のために全庁的な取組で自殺予防を推進しなければならない。</p>	<p>ご指摘の内容については、「第4章 いのち支える自殺対策における取組 4. 生きる支援関連施策」の中に包含しているため原案のとおりとします。 特定の問題にかかわり個別的な支援を必要とするネットワーク間においてもそれぞれの関係機関との連携が必要であることから、原案のとおりとします。</p>
11	<p>■項目及びページ P17 3)市民への啓発と周知 P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 以下の内容を計画書に追加記載すること。 市民一人一人の気づきと見守りの促進 自殺を考えている人の存在に気づき、想いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関等につなぎ、見守りという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるように啓発します。</p> <p>■理由 自殺総合対策大綱にも記載されております。これは地域福祉計画の基本目標である住民が身近な圏域において住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することに該当すると思えます。大事なことは自殺に対する間違った認識や偏見を払拭するだけでなく、住民自らが気づいたときには行動できるようにしていくことだと思う。</p>	<p>「第4章 いのち支える自殺対策における取組 2. 基本施策 2)自殺対策を支える人材の育成」の一般市民に対する研修による人材育成の中において、自殺に関する基礎知識の普及を行います。また、リーフレットやイベント等においても市民一人一人の意識づけを促すような啓発をすすめていきます。貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきます、原案のとおりとします。</p>
12	<p>■項目及びページ P17 市民への啓発と周知 P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 相談窓口一覧を記載したリーフレットの配布や設置ですがこれは各福祉分野(こども、障がい者、高齢者、生活困窮、ひきこもり等)を網羅したリーフレットでよろしいか。 自殺予防週間 何日から何日と記載すべきである。</p> <p>■理由 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりをしていかなければならず、公的支援では「縦割り」から「丸ごと」への転換が求められている。自殺対策基本法でも「生きることの包括的な支援」との趣旨を定めているため。「包括的」の意味合いは「丸ごと」だと私は捉えている。 週間なので日数を入れることが適切と考えるのは当然のこと。</p>	<p>リーフレットには、保健福祉分野を中心とした相談窓口を掲載する予定です。自殺予防週間については、9月10日から9月16日と記載します。</p>

羽島市自殺対策計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
13	<p>■項目及びページ P17 生きることの促進要因への支援① P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 以下の内容を計画書に追加記載すること。 義務教育後の青少年やその家族、若者の居場所づくり活動に関して支援していきます。</p> <p>■理由 ①様々な年代の子ども達が様々な要因で苦しんでいるが、一番手を差し伸べてやるができなかったのが、義務教育後の青少年ではないかと思えます。義務教育後は、それまでの関わり希薄になり、本人と家族だけで苦悩するケースが多く見られます。その傾向として同計画書P7年別の死亡順位で20,30代が自殺1位となっております。 ②「座間市における事件の再発防止策について」の「若者の居場所作りの支援等」にも記載されている。</p>	<p>当計画は当市の自殺の傾向を元とした生きる関連施策として いるため、青少年や若者に特化したものとはしていませんので、 原案のとおりとします。</p>
14	<p>■項目及びページ P17 生きることの促進要因への支援② P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 以下の施策を計画書に追加記載すること。 年代、分野を問わず誰もが気軽に集まれる多目的の場作りを推進します。</p> <p>■理由 地域福祉計画でも示しましたが、例えば社協主催の「ふれあいサロン」を「いきいき・ふれあいサロン」にして地域にお住まいの住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の仲間づくりをするための活動です。また竹鼻まちなかに世代を超えた交流の場の創出も検討されています。同計画書どおり現在は分野ごとに集まりの場として記載されていることが目立ちますが、今後は包括化する必要がありそれがひいては自殺予防や住民の気づきや見守りができるきっかけが増えてくると思えます。</p>	<p>各機関がそれぞれの特色を持った場作りを推進しています。 その中には、包括的に集える場もあり、生きる支援の関連施策 の中にも記載されています。このため、原案のとおりとします。</p>
15	<p>■項目及びページ P18 ②自殺リスクを抱える可能性のある人等への相談支援体制の充実や早期発見 P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 以下のことを同計画書に追加記載すること ①精神科等一覧表を掲載すること(掲載場所は市ホームページやリーフレット等で)</p> <p>②羽島市民病院で精神科医を確保して精神科を受診できる体制を整えます</p> <p>■理由 ①自殺総合対策大綱には自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取り組みに併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実する。自殺対策基本法(平成28年4月施行)第18条医療提供体制の整備に該当する箇所であり、法律を勘案する必要があると私は判断しました。精神科病院がどこなのか周知されていなければ担当病院につなぐことはできない。 ②ぎふ医師就業支援センターで求人医療機関の紹介で羽島市民病院は募集科目・人員に「精神科」があります。の人員を確保したいのだと思うのが一般的と感じたため(同センターはいわゆる“ドクターバンク事業”です)</p>	<p>①についてはご指摘のように相談支援体制の周知のために、市ホームページにおいて掲載をします。計画については原案のとおりとします。 ②現在、市内に精神科を標榜した医療機関もあり、近隣にも入院が可能な医療機関があることから精神科の医療体制は整っていると考えられるため原案のとおりとします。</p>

羽島市自殺対策計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
16	<p>■項目及びページ P18 5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施 P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 以下のことを計画書に追加記載すること。 若者の心のケアに関する対策として ①ICTを活用した相談窓口への誘導の強化 ②SNS等を活用した相談対応の強化(地方公共団体・広く若者一般を対象としたSNS)</p> <p>■理由 ①自殺総合対策大綱にてICTを活用した自殺対策の強化と記載されているため。 ②「座間市における事件の再発防止策について」にも記載されております。 ③平成31年1月18日(金)に開催された全国厚生労働関係部局長会議の資料にも掲載されています。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、担当部局と意見を共有し今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>■項目及びページ P20 勤務問題に関わる自殺対策の推進 P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 以下のことを計画書に追加記載すること。 教職員の長時間勤務・多忙化解消に向けて教職員の勤務実態を把握し、業務分担の見直し、研修などを通じて勤務時間を意識した働き方を浸透させていきます。</p> <p>■理由 国による働き方改革の議論や第3次岐阜県教育ビジョンにて特別支援学校講師自死案を踏まえ、長時間勤務・多忙化解消に向けた取組を同計画で示しております。国、県の指針なので市として勘案して当然ですし、教育委員会は教員の長時間勤務・多忙化解消に向けてP22～の生きる支援の関連施策に盛り込むべきだと思います。 この項については各々の職場環境改善がされない限り、「啓発」では到底解決できない問題であり、中身がない内容だと思います。</p>	<p>過重労働については、教職員に限らず職場環境の改善のための体制整備をはかっていく必要があります。働く人々に向けた勤務問題と自殺についての関係や相談窓口の周知について「第4章 いのち支える自殺対策における取組 3. 重点施策 1)勤務問題に関わる自殺対策の推進」に追記します。</p>
18	<p>■項目及びページ P20 高齢者の自殺対策の推進 P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 以下の文章を同計画書に追加記載すること 今までは高齢者を中心に相談支援や関係機関と連携をしてきましたが、今後はその介護者への支援も充実させていきます。 (主な取組) ・レスパイトの促進 ・介護者同士の交流の機会の提供 ・介護者講座の実施</p> <p>■理由 自殺総合対策大綱に「介護者への支援の充実」があります。長年の介護に疲れてうつ病になる方も現状としておられると思います。自殺対策の面から考えれば「介護者への支援」は当然であり、同計画書は高齢者の視点でしか自殺対策をしていないのはダメだと思います。</p>	<p>ご指摘の内容については、「第4章 いのち支える自殺対策における取組 4. 生きる支援関連施策」の中で、高齢者の相談窓口として個々のケースに応じた対応や介護者への支援について記載しており、原案のとおりとします。</p>
19	<p>■項目及びページ P21 4)子ども・若者向け自殺対策の推進 P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 子ども・若者向けとタイトルコールしているが、内容を見ると母子に関連する事柄ばかりで、若者向けの自殺対策が皆無に捉えることができる。例えば子ども・若者支援地域協議会を設置する(子ども・若者育成推進法第19条で地方公共団体に設置の努力を課されている協議会)とか若者に関する協議会の場を設置して議論や若者ステーションとの連携でひきこもり対策をするとか方策を明記すべきである。</p> <p>■理由</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

羽島市自殺対策計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
20	<p>■項目及びページ P22 生きる支援の関連施策</p> <p>■意見 以下の施策・事業を実施した方がよいと思うため計画書に追加記載すること。 ①労働講座 ②犯罪被害者支援に関する事業 ③困難を抱える若者支援事業 ④住宅確保要配慮者への住宅事業 ⑤教育支援センターでの「ひきこもり相談窓口」紹介 ⑥再犯した者の社会復帰支援 それぞれ市のご回答をお示ください。</p> <p>■理由 ①自殺総合対策大綱に記載されている。経営者に対する相談事業は大切である。 ②羽島市で条例を定めたから ③包括的な支援が自殺対策の指針であれば当然であるため ④地域住宅計画もそうですが、生活困窮者自立支援制度で平成31年4月施行分から居住支援の強化があるとの(平成31年1月18日(金))に開催された全国厚生労働省関係部局長会議の資料掲載)住宅確保要配慮者に対しての県の各計画書との整合性。 ⑤岐阜県子ども・若者相談・支援窓口ガイドに掲載されている。 ⑥岐阜県再犯防止推進計画(素案)で「孤立」しやすいと記載しており自殺との因果関係上。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、担当部局と意見を共有し今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>■項目及びページ P26 3. 計画の進行管理</p> <p>■意見 以下の文章で下線文面を計画書に追加記載すること 本計画の取組状況については事務局である子育て・健幸課にて<u>施策の進行状況を把握・点検・評価し、評価結果の公表を行い、PDCAサイクルによる計画の適切な進行管理に努めます。</u></p> <p>■理由 ①進捗状況の評価・公表は市町村自殺対策計画策定緒手引きに記載されており、市民に公表すること情報共有を図ることは大切なこと。 ②PDCAサイクルによる計画の適切な進行管理はどの計画書でも同じであり、追加することは当然のことと考える。</p>	<p>以下のとおり記載させていただきます。本計画の取組状況については、事務局である子育て・健幸課にて施策の進行状況を把握・点検・評価し、PDCAサイクルによる計画の適切な進行管理に努めます。</p>
22	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 市民ニーズ調査の結果を計画書に記載するべきである。本来であれば素案ができた段階において市民ニーズ調査の結果を計画書に記載するべきだった。もしくは計画策定業に入る前段階において、市民ニーズの把握調査をしていたのか。していなければ市民の声を聞かずに策定をしたことになる。なぜそうしたのか理由を説明してもらいたい。</p> <p>■理由 市町村自殺対策計画策定の手引きでは、計画の策定作業に入る前段階において、住民を対象とした意識調査をする必要があり、広く住民の参加を得ると記載されているため。</p>	<p>国から示された地域自殺実態プロファイルを踏まえ、地域の特性に応じた計画としています。そのため、今回は市民ニーズ調査については実施しておりません。</p>

羽島市自殺対策計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
23	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下のことを計画書に追加記載すること。 岐阜県立看護大学と自殺対策について連携・協働して看護職の方に自殺予防と対策の講習などをおこなっていきます。</p> <p>■理由 自殺総合対策大綱に大学との自殺対策教育の推進があります。当市には看護大学があります。例えば看護大学で公開講座や看護職の方にゲートキーパー講習をしてもらうとかはどうでしょうか。参考資料提出します。看護大学・行政の協働、学生と地域住民との交流がほとんどないように思えます。せっかくの地域資源が非常にもったいないと思います。よって自殺対策という接点を作って身近な関係作りをしてはどうでしょうか。</p>	<p>当市としては、看護職に特化した計画とはしていませんので、原案のとおりとします。看護職に限らず自殺予防の講習(ゲートキーパー研修)を実施していきます。</p>
24	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 足立区のゲートキーパー研修では初級・中級・上級トランクを分けて研修を行っている。羽島市でも精査して参考になると思われるのであれば、今後の参考にしてはどうか。</p> <p>■理由 別紙資料は提出します。</p>	<p>足立区を含めた他自治体を参考にし、実施していきたいと思えます。</p>